

生駒市訓令甲第 3 号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（被貸与者の範囲等）」に改め、同条中「、貸与期間及び着用期間」を「及び貸与期間」に改め、同条ただし書中「、貸与期間又は着用期間」を「又は貸与期間」に改める。

第 4 条中「特別の理由がない限り、」を「必要に応じて貸与品を」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 9 条関係）

経営企画部、総務部（防災安全課生活安全係を除く。）、財務部（契約検査課検査係を除く。）、地域活力創生部（環境保全課、清掃リレーセンター及び農林課農林係を除く。）、福祉部、子育て健康部、デジタルイノベーション推進課、会計課、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員

	貸与品	貸与対象者	数量	貸与期間	備考
1	夏用作業服	全ての職員（防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の職員、施設の管理業務に従事する技能職員、調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。）	1	5年	
		施設の管理業務に従事する技能職員	1	1年	最初の年に2着貸与
		防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の職員	1	2年	
2	冬用作業服	全ての職員（防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の職員、施設の管理業務に従事する技能職員、調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。）	1	5年	
		施設の管理業務に従事する技能職員	1	1年	最初の年に2着貸与
		防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の職員	1	2年	
3	Tシャツ	必要と認める職員（防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の職員、施設の管理業務に従事する技能職員、調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1	5年	
		防災安全課防災係、総務課総	2	1年	

		務係及び契約検査課契約系の職員並びに施設の管理業務に従事する技能職員			
4	雨がっぱ	必要と認める職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1	5 年	
5	ヘルメット	全ての職員	1	必要と認める期間	
6	防寒服	次に掲げる職員 (1) 広報広聴課、防災安全課防災係及び総務課総務係の職員のうち、屋外作業に従事するもの (2) 課税課の屋外調査に従事する職員 (3) 収税課の税の徴収に従事する職員 (4) 教育委員会事務局の学校建築及び文化財調査に従事する職員 (5) 施設の管理業務に従事する技能職員 (6) 福祉事務所のケースワーカーに従事する職員 (7) その他必要と認める職員	1	5 年	
7	ゴム長靴	全ての職員（幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1	5 年	
8	安全靴	必要と認める職員	1	5 年	
9	衛生帽	調理業務に従事する技能職員	1	1 年	最初の年に2着貸与
10	夏用白衣（上、下）	調理業務に従事する技能職員	1	1 年	最初の年に2着ずつ貸与
11	冬用白衣（上、下）	調理業務に従事する技能職員	1	1 年	最初の年に2着ずつ貸与
12	白衣（上）	福祉事務所の栄養士及び保健師、健康課の栄養士及び保健師並びに学校給食センターの栄養士	1	2 年	
13	夏用体操服	スポーツ振興課の職員	1	2 年	

14	冬用体操服	スポーツ振興課の職員	1	3 年	
15	夏用保育服	保育士	1	2 年	上衣については、最初の年に 2 着貸与
16	冬用保育服	保育士	1	2 年	上衣については、最初の年に 2 着貸与

別表第 2（第 3 条、第 9 条関係）

総務部（防災安全課生活安全係に限る。）、財務部（契約検査課検査係に限る。）、地域活力創生部（環境保全課、清掃リレーセンター及び農林課農林係に限る。）、建設部、都市整備部、上下水道部（下水道課及び竜田川浄化センターに限る。）及び農業委員会事務局の職員

	貸与品	貸与対象者	数量	貸与期間	備考
1	夏用作業服	職務の級が 6 級以上の職員	1	2 年	最初の年に 2 着貸与
		職務の級が 5 級以下の職員	1	1 年	最初の年に 2 着貸与
2	冬用作業服	職務の級が 6 級以上の職員	1	2 年	最初の年に 2 着貸与
		職務の級が 5 級以下の職員	1	1 年	最初の年に 2 着貸与
3	T シャツ	職務の級が 6 級以上の職員	2	1 年	
		職務の級が 5 級以下の職員	2	1 年	最初の年に 4 着貸与
4	雨がっぱ	必要と認める職員	1	2 年	
5	ヘルメット	全ての職員	1	必要と認める期間	
6	防寒服	必要と認める職員	1	3 年	
7	ゴム長靴	全ての職員	1	2 年	
8	安全靴	必要と認める職員	1	3 年	

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第11条関係)

貸 与 品 明 細 簿

品目	貸与年数	年
----	------	---

[illegible]

附 則

この訓令は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。